

鎌倉市における戸別収集のあり方について方針（素案）の説明会概要

令和6年2月22日（木）18時から19時 深沢学習センター第6集会室

参加者4名

- 1 ごみ減量対策課担当課長挨拶
- 2 方針（素案）の説明
- 3 質疑応答

Q 少量排出事業所の定義は。

A 事業系のごみは本来、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって自己責任で処理をしなければならないと定められているが、あまりに少量で収集事業者と契約ができないことから、やむを得ずクリーンステーション（以下、CSという。）に出さざるをえない事業所が該当する。新たに事業系の指定収集袋を購入いただく。

Q 自宅兼事務所のようなところは収集する側は違いが分からないと思うが、どのようにアプローチしていくのか。

A まずは排出する側にルールを知ってもらう必要があると考えており、あらためて事業系ごみは自己責任で処理しなくてはいけないということを周知していく。商工会議所に少量排出事業所収集制度の説明の機会をいただく予定であるため、そうした場を利用して周知を図る。

Q 事業系と家庭系の分類が少し違う。家庭系ごみと同じような分類となるか。

A 家庭系ごみと同じ分類で考えている。

Q ネットボックス等が不要になったら、全部市が回収してくれるのか。

A 不要になった際、市で回収する想定である。

Q モデル地区の世帯数と先行実施の規模がどれくらいか。

A モデル地区は3,500世帯で、先行実施は10,000世帯の想定である。

Q CS収集は全て委託か。

A 全て委託である。

Q 清掃ゴミの取り扱いと同じか。

A 同じである。